

新居浜工業高等専門学校専攻科教育委員会規程

平成 14 年 5 月 27 日規程第 3 号

第 1 条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第 21 条の規定に基づき、専攻科の教育等に関する事項に対処するため、専攻科教育委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻科の教育及び指導に関する事項
- (2) 専攻科学生の入学、進学及び就職に関する事項
- (3) その他専攻科学生に関する事項

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 専攻科長
- (2) 各専攻主任
- (3) 生産工学専攻の機械工学コース担当、環境材料工学コース担当
- (4) 各学科、数理科及び一般教養科の教授又は准教授 各 1 人 ただし、専攻主任の所属する学科の委員については、専攻主任が兼ねるものとする。また、生産工学専攻の機械工学コース担当及び環境材料工学コース担当は、それぞれ機械工学科の委員、環境材料工学科の委員が兼ねるものとする。
- (5) 学生課長

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第 3 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第 5 条 委員長は、必要により委員でない職員を委員会に出席させることができる。

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の議を経て専攻科長が定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 19 日から施行する。